

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
高槻市宮田町一丁目307番1ほか
（仮称）ダイレックス高槻宮田店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和5年12月7日（令和5年大阪府告示第1450号）
- 3 高槻市の意見の概要
 - (1) 駐車場及び駐輪場の収容台数並びに案内経路等について、開発事業の手続等に関する条例（平成14年高槻市条例第42号）及び同条例に基づき締結した覚書を遵守すること。
 - (2) 荷さばき作業にあたっては周辺の生活環境に影響のないよう配慮するとともに、住宅地側に対して防音措置等の対応に努めること。
 - (3) 空調機等の騒音が発生する施設を設置する場合は、防音対策を講じるとともに苦情等へは誠意をもって対応すること。
 - (4) 悪臭の発生を防ぐため、臭気対策の実施に努めること。
 - (5) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法及び高槻市屋外広告物条例を遵守するとともに、高槻市屋外広告物ガイドライン等を踏まえた事業計画とすること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和6年4月30日から同年5月30日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課
高槻市桃園町2番1号
高槻市街にぎわい部産業振興課及び高槻市総務部法務ガバナンス室